

れんごう鳥取



2015年6月1日
No.6

発行・日本労働組合総連合会鳥取県連合会
発行人・五十嵐美知義 編集人・米村 徹
〒680-0847 鳥取市天神町30-5
TEL(0857)26-6605・FAX(0857)26-6615
E-mail:tottori@mlaa.rengo-net.or.jp
ホームページ: <http://www.rengo-tottori.net>

◎労働者保護ルール改悪阻止！ ◎年金積立金は誰のもの？

「STOP THE 格差社会」
暮らしの底上げ実現!! 5.27 全国統一集会・鳥取県集会を開催!



5月27日(水)夕方、連合は「STOP THE 格差社会! 暮らしの底上げ実現」キャンペーン第3弾の結集の取り組みとして、「5.27全国統一集会」を開催しました。

集会の中で、安倍政権の暴走にストップをかけるため、引き続き、働く仲間の怒りを結集し世論をまきおこしていくことを確認しました。



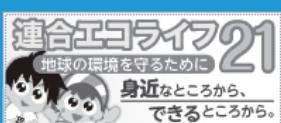
△鳥取県集会
連合鳥取では、会場となつた倉吉未来中心に、仕事帰りの組合員171人と推薦議員9人が集まりました。全国の仲間とつながつたインターネット中継の後、「鳥取県集会」に移り、現状と課題について確認しました。

古賀伸明連合会長は「安倍政権の強引な政治手法が明らかになってきた歯止めのない安全保障法制と労働者保護ルールの改悪は、どちらもこのまま成立を許してしまえばこの国の将来に大きな影響を与える。連合は、生涯派遣で低賃金、長時間労働を助長し過労死を促進するような改悪を断じて容認することはできない。巨大与党の暴走を、働く者の团结で止めなければならない。まさにこれからが正念場。われわれ働く者の怒りを国会にぶつけていこう。」とあいさつしました。

また、各地で「全国統一行動」に取り組んできた各地方ブロック代表のショートメッセージが放映されました。

その後、民主党鳥取県総支部連合会を代表して、興治英夫幹事長より連帯のあいさつをいただき、続けて、田中穂連合鳥取事務局長が、「新たな派遣期間制度のイメージ」について「同じ製造会社でも、3年毎に工場や製造ラインを変え契約すれば30年でも派遣のまま働くことができてしまう」などと、今回の「労働者派遣法改正」の危険性について資料を用いて説明しました。

さまざま運動を進めてきた。『労働者派遣法改正』では、最終的に最長3年とされる派遣期間とう歯止めも実質的に撤廃し、まさに『生涯派遣で低賃金』を確定する懸念がある。また、ホワイトカラー・エグゼンプションである『高度プロフェッショナル制度』の導入、すなわち、長時間労働をさらに助長させる『過労死促進法』が提案されようとしている。これらのことと許したら、私たちの職場からは正社員が消え去り、不安定雇用で低賃金の非正規労働者ばかりになってしまふ。そして、労働時間が増え、健康と安全が損なわれるような職場環境になつてしまふ。加えて、国民の最大の課題である『安全保障問題』にしても、法案を一括審議するような乱暴な進め方は、国民軽視のやり方にしか思えない。働く人たちを踏み台にし、使い捨てにするような社会の形成を絶体に許してはならない」と強く訴えました。



地球の環境を守るために 「職場でアクション—オフィスピークアクション (省エネにつながる12のワザ)」に ご協力をお願いします

詳細はWebで！ <http://www.rengo.org/>

■特集 残業代ゼロより過労死ゼロ! 生涯派遣で低賃金の“派遣法改悪”にNO!

派遣労働者の使い捨ては絶対に阻止!
命と健康を削る改悪は絶対にNo!
雇用の劣化は許さない!

— 5.15労働者保護ルール
改悪阻止を求める
国会前座り込み行動を実施 —

5月12日(火)から国会での労働者派遣法改悪の審議がはじまりました。

連合は、「この法案を絶対に通すわけにはいかない、断固阻止する」との決意で、国会前座り込み行動や路上集会、国会傍聴行動、国会議員要請行動を実施しました。この取り組みは「労働者保護ルール改悪阻止ワーキーク(第1次)」の最終日の取り組みとして実施されたもので、全国から867名の働く仲間が集結し、その他にも退職者連合(労働組合OB)や民主党をはじめとする国会議員も多数駆けつけ、連合とともに最後まで闘い抜くと力強く訴えました。

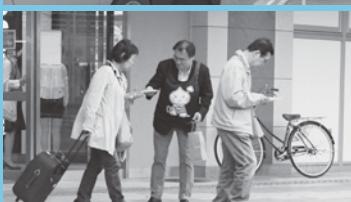
連合鳥取からも 田中 穂事務局長がこの座り込みに参加し、地方連合会を代表して「生涯派遣で低賃金、定額働かせ放題などの改悪を許すことはできない!」と声をあげました。



座り込み中に訴える
田中事務局長

— 「地域協議会キャラバン隊」鳥取県内街宣で「労働法制改悪阻止」を訴える! —

JR鳥取駅前



写真上・中段／5月14日の様子
(演説は五十嵐会長)
下段／5月15日の様子

「労働者保護ルール改悪阻止」に向け、広く県民に訴え世論喚起を図ることを目的として、連合鳥取は東部・中部・西部地域協議会役員とともに「地域協議会キャラバン隊」行動を展開しました。

初日の5月14日(木)夕方、連合鳥取専従役職員ならびに執行委員会役員、東部地域協議会役員21人がJR鳥取駅周辺に集い、「労働者保護ルールの改悪阻止」、「年金積立金の運用見直しの危険性」などを訴える街頭演説を行なながら、チラシ入りティッシュを配布しました。

また、後日、各地協役員を中心に、将来社会人となった時に知っておいてほしい「労働者の基本的権利」等についてまとめた小冊子「知っ手帳」(連合作成)を登校前の高校生に配布するなどし、その後、街宣車を走らせ、一日かけて街宣を行い、法案の阻止を強く訴えました。

★東部地協 5月15日(金)／JR鳥取駅前(6人)

★中部地協 5月19日(火)／JR倉吉駅前(7人)

★西部地協 5月22日(金)／JR米子駅前(12人)

JR倉吉駅前



JR米子駅前



県内経済の好循環確立をめざして —労使連名で鳥取県・鳥取労働局に要請書を提出—

3月31日(火)、連合鳥取と鳥取県内の4経済団体は、「労使を取り巻く様々な課題について共通認識を持ち、一致協力して取り組む」ことに合意し、合意文書に調印しました。

その後、鳥取県は地方創生に向けた数々のプロジェクトを立ち上げ、連合鳥取も積極的に協力し取り組みが進められていますが、この度、労使による行政への提言をとりまとめ、5月29日(金)、連合鳥取と経営4団体の連名で、鳥取県と鳥取労働局に対し要請書を提出しました。



写真左より／平井伸治県知事、五十嵐会長、宮崎経営者協会会長

個性(自分らしさ)と能力を発揮できる社会をめざして —青年委員会・女性委員会「交流会」を開催—

5月16日(土)、総勢41人の参加のもと、青年委員会・女性委員会「交流会」を、はわい温泉・羽衣(湯梨浜町)にて開催しました。

午前の部は女性委員会主催で、男女共同参画についての学習会を行いました。「ここから始まる、私の男女共同参画～わたしらしく生きるヒント!～」と題した講演で、鳥取県人権教育アドバイザー・佐藤淳子さんより男女共同参画についての考察をお聴きした上でグループワークを行い、社会における「女性」のイメージについて班毎に意見交換をしました。

午後の部は青年委員会主催で、東郷湖畔での「ノルディックウォーキング」を行いました。当日は天候にも恵まれ、春の東郷湖の景色を満喫しつつ、途中に設けたチェックポイントで簡単なクイズやお題に班毎に挑むことで、交流を深めることができたと思います。

今回は多くの方々のご協力により、成功裡に交流会を終えることができました。ありがとうございました。

青年委員会・女性委員会では、これから多くのみなさんに楽しんで参加いただけるよう各種行事を企画していきますので、積極的なご参加をお願いします。



ノルディックウォーキングの様子

(寄稿 青年委員会幹事 細谷悠明さん)

女性の就業継続と活躍促進 —6月は「男女平等月間」—

◆ “働く女性の活躍促進に関する要請” 行動を実施 ◆

連合鳥取は、4月1日に施行された「改正パートタイム労働法」「改正次世代育成支援対策推進法」の周知と趣旨徹底をていくため、5月29日(金)、鳥取労働局に出向き、9項目の「働く女性の活躍促進に関する要請書」を手交しました。

五十嵐美知義会長は、「男女がともに均等な機会と待遇で、仕事と家事・育児・介護を両立しながら働き続けることのできる社会の実現に向けた取り組みには、労働局とりわけ雇用均等室の果たす役割は大きい。男女平等参画の実現に向け、今まで以上に連携を取り、ともに取り組みましょう。」と訴えました。

◆ 第12回連合鳥取男女平等参画学習会を開催します ◆

- ・日 時 6月20日(土) 9時30分～12時00分(予定)
- ・場 所 伯耆しあわせの郷(倉吉市)
- ・内 容 ①講演 「労働組合における男女平等参画推進計画の取り組みについて」(仮称)
講師／電機連合
中央執行委員 労協・法規政策部長 半沢 美幸さん
- ②産別取り組み報告 JAM・JA鳥取労連



河野純伴鳥取労働局長(右)に要請書を手交

◆ 女性のための「全国一斉労働相談」◆

2015年6月11日(木)～12日(金)

連合 女性のための 全国一斉労働相談

STOP! セクハラ・パワハラ・マタハラ

職場や就活でのトラブルや悩み、
ひとりで悩んだり、我慢しないで
まずは相談!

0120-154-052

お気軽にお電話ください。男性からの相談も受けつけます

連合のゆるキャラ
ユニオニオン



ご存知ですか？「連合鳥取第3次男女平等参画推進計画」⑯

パートタイム労働者の法律が変わりました

<改正のポイント／2015年4月1日施行>

■正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の拡大

①職務内容が正社員と同じであること②人材活用の仕組み(人事異動等の有無や範囲)が正社員と同じであること

※上記①、②に該当さえすれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者(いわゆる契約社員)でも正社員との差別的取扱いが禁止される。

■「短時間労働者の待遇の原則」の新設

雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、待遇の原則の規定が創設された。

■事業主がパートタイム労働者を雇用したときの説明義務の新設

パートタイム労働者を雇用したとき、事業主は実施する雇用管理の改善措置の内容について説明しなければならないこととなった。

※説明を求めることによる不利益な取り扱いは禁止される。

■パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設

事業主はパートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

例／・相談担当者を決め相談に対応させる・事業主自身が相談担当者となり、相談対応を行う etc.

■パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

これらの規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が是正の勧告をした場合に、事業主がこれに従わなかったときは、事業主名を公表することができる。

非正規労働者も同じ職場で働く仲間。
パートタイムで働く人も、フルタイムで働く
正社員と同じ権利が保障される労働者だよ。

[雇入れ時の説明内容の例]

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか
- など

[説明を求められたときの説明内容の例]

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか
(また、なぜ使えないか)
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか
- など

